

総合相談窓口を開設しています

～生活困窮者自立相談支援事業～

【仕のこと】

- ・仕事に就きたいけど自信がない
- ・就職したいが、仕事が見つからない



【住まいのこと】

- ・家賃を滞納し、家を出なければならない
- ・会社を解雇され、家も失った

【生活費のこと】

- ・借金や公共料金の滞納があり困っている
- ・家計のやりくりがうまくできず、生活費が足りない

【家族のこと】

- ・家に引きこもっている家族がいる

など、日々の生活の中での不安や困りごとの相談を受け付けています。一人ひとりの状況に合わせた支援内容を考え、専門機関・団体と連携して、解決に向けた支援を行います。(相談は無料で秘密も守ります。)

まずは、電話でご相談ください。☎ 0965-52-5075

受付日・時間：月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時30分
(祝日・年末年始を除く)

・・・・・《主な支援内容は次のとおりです》・・・・・

【就労準備支援事業】～就労への第一歩です～

「社会との関わりに不安がある」、「周囲の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに働くことが心配な方に、就労に向けた訓練や就労の機会を提供します。

【家計相談支援事業】～家計の立て直しについてアドバイスします～

家計状況の課題を整理し、自ら家計を管理していくように、状況に応じた支援計画の作成や貸付のあっせん等を行います。

【子どもの学習援助事業】～子どもの明るい未来をサポート～

子どもの学習支援や居場所づくり、進学、高校の中退防止等について、子どもとその保護者に必要な支援を行います。

【一時生活支援事業】～宿泊場所や食事等の提供～

決まった住居のない方に、一定期間の宿泊場所と食事等を提供しながら、自立した生活に向けた支援を行います。

【住居確保給付金】～家賃相当額を支給～

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職に向けた活動を行うこと等を条件として、一定の期間、家賃相当額を支給します。

総合相談窓口：氷川町社会福祉協議会 竜北事業所（氷川町竜北福祉センター内）

☎ 0965-52-5075